令和８年（フ）第３８０号
千葉県松戸市西馬橋４丁目588番地　ハイムサンビレッジ201号
破産者　井上　達也
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８３号
千葉県松戸市小金原６丁目７番８号棟204
破産者　有限会社ザ・カインズ
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０８号
さいたま市北区東大成町一丁目624―４
破産者　株式会社ヴェルパシオ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９０７号
北九州市八幡西区大浦三丁目12番３号
破産者　株式会社オルケスタ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第５８２号
熊本市東区江津二丁目28番30号
破産者　有限会社テラワキ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６２号
熊本市南区野口３丁目12番１号、商業登記簿上の本店所在地熊本市中央区下通二丁目８番５号第３柏田ビル503号
破産者　株式会社ＦＵＫＵＩ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１１４６号
札幌市豊平区月寒東１条20丁目２－５
破産者　株式会社ＦＡＶＩＣＥ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和５年（フ）第７７号
山形県東根市中央二丁目３番29号
破産者　マルトウ青果株式会社
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和５年（フ）第１２９号
山形県東根市大字野田293番地
破産者　株式会社Ｈｉｇａｓｈｉｎｅ園芸
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３８号
山形県上山市中山5330番地
破産者　有限会社中山ぶどう園
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８５号
茨城県北相馬郡利根町布川454番地117
破産者　株式会社高橋住建
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第７４９号
千葉県流山市大字上新宿247番地の11
破産者　塚田　浩二
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１８号
千葉県香取市佐原イ1200番地３
破産者　石原　颯人
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第６８号
千葉県香取市扇島1841番地６、開始決定時の住所東京都日野市東平山１丁目２番地24
破産者　額賀　寿文
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和２年（フ）第２８１６号
横浜市泉区和泉町4929番地
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2569番地の４
破産者　有限会社鶴田新聞店
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第９８号
群馬県桐生市広沢町四丁目2345番地12
破産者　株式会社フリーライン
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第２８２号
（最後の住所）広島県廿日市市梅原２丁目13番25号
破産者　川本保温こと亡川本美幸相続財産
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２８４号
埼玉県越谷市大杉77番13号
破産者　株式会社Ｌｉｆｅ　ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第２５６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番１―1007号、前住所北九州市小倉南区横代東町１丁目１番30―205号
破産者　田畑　荘一
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部